

第 8 回市民会議 条文たたき台の検討結果（途中経過）

H16.3.13

1 総 則

目 的

市民と市が協働して、市民の自治を基本とするより良いまちづくりを実施するために、市民の権利と義務、行政・市議会の責務、コミュニティ、参画及び協働の原則、まちづくりなどについて定めるものです。

修 正 の ア イ デ ア	
B班	<p>「市民」の前に「主権者である」を挿入。 …各人の自由や財産、生命、人権、環境の保護のため、知る権利と市政への参加の権利を有し、市民の自治を基礎として、市民の信託を受けた市とともに…といった表現を入れる。</p> <p>何のための条例か。主権者である市民が安心して暮らせるため様々な権利を有し、市と共にまちづくりをしていくためではないか 市民にもいろいろな役割がある この条例を広める、チェックする、手直しするなど。その作業に市民も参加していけるとよい</p>
D班	<p>「市民の」「市民による」 「市民の権利と義務」の後に、「企業もしくは事業者」を加える。</p>

定 義

用語の意義は、次のとおりとします。

市民	熊本市内に居住し、働き、又は学ぶものをいいます。
事業者	熊本市内において、事業活動を行う企業又は団体をいいます。
行政	市長その他の執行機関・公営企業管理者・消防長をいいます。
コミュニティ	市民等によって、自主的に運営される単体又は複数の校区からなる自治生活圏及びその機能をいいます。
協働	地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任のもとに、その価値観・立場・特性を尊重し、協力して取組むことをいいます。

修 正 の ア イ デ ア	
A班	「市」の定義を追加する。
B班	用語の定義の表現が箇条書き過ぎる。 「まちづくり」について語句の解説（ここでの定義）が必要。まちづくりは幅広いので、定義付けが必要ではないか
C班	「協働」の「自覚と責任のもとに」の後、「共通認識をもった個人または団体が」加筆
D班	「青少年」や「子供」の定義は必要でないか？
E班	「事業活動を行う企業又は団体」 営利法人だけではなく、NPO 法人等の非営利の団体やボランティア団体等も含める

2 基本理念

基本理念

市民及び市は、一人ひとりの人権が等しく尊重され、敬愛され、人と自然と歴史が調和した活力あふれる明るく住みよい「熊本市」を協働により創っていくことを目指します。

修正のアイデア	
C班	<p>全文修正案</p> <p>まちづくりは、市民が主体となり、市民の自発的かつ積極的な参加によって支えられ、創られていかなければなりません。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と町の活力が調和した誰もが住みたいと思う町を、市と市民が協働によりつくっていくことを目指します。</p> <p>市と市民は、対等で信頼されるパートナーシップを結び、情報を共有してまちづくりを進めます。</p>

3 市民

市民の権利

市民は、自治の主体として、次の権利を有することとします。

行政の責務を果たすよう行政に求めること。

議会の責務を果たすよう議会に求めること。

コミュニティに主体的に関わること。

参画をすること。

まちづくりを行うこと。

その他、自治の主体として市政に参画し、市と協働し、これからの熊本市をつくりあげていくこと。

修正のアイデア	
A班	<p>年齢、性別・・・による差別なく等しく権利を有するという意味を加える。</p> <p>「次の権利を平等に有する」</p> <p>行政・議会が責務を果たさない場合の監査・解散・解職の請求権、住民投票の請求を追加する。</p> <p>「参画をすること。」「まちづくりを行うこと。」を「まちづくりに積極的に参画すること。」にする。</p> <p>「その他」を削除する。</p> <p>「主権者として市政に参画し、行政と協働し、これからの熊本市をつくりあげていくこと。」にする。</p>
B班	<p>「権利」や「責務」、「義務」といった言葉が堅苦しい。</p> <p>「自治の主体として」は、トル。</p> <p>「市民は、次の権利を持っています」とする。</p> <p>市民の権利</p> <p>人権を尊重した言葉で表現したい（押し付けっぽい表現もあるから）</p> <p>参加しないこともある</p> <p>全ての市民の人権が尊重されるように</p> <p>「コミュニティに参加すること」とする。</p> <p>参加と参画について</p> <p>「まちづくりに参加すること」にすると、すべてに関わることなので簡潔になる</p> <p>段階に応じて参加であったり、参画であったりするため、両方必要</p> <p>市民の権利に「全ての市民の人権が尊重され、平穩に暮らす権利を有する」を入れる。</p>

C班	<p>「主体」「主権者」 追加文案 「市民は、まちづくりの主権者として、次の権利を有することとします。」 ○まちづくりに参加する権利 ○市政に関する情報を知る権利 ○行政サービスを等しく受ける権利 ○選挙権及び被選挙権 ○条例の制定及び改廃、事務の監査、議会の解散、議員および議長の解職などを求める権利（直接請求権） ○住民投票を請求する権利 ○健康で文化的な生活をおくる権利 ○勤労の権利 「その他」の次に新たな を加える。 積極的に関わることができないことによって差別を受けない権利</p>
D班	<p>3 - 追加文案 よりよい自然環境に住む権利 市民として平等に尊重される権利 健康でいられる権利 市民は「日本国憲法・第3章 国民の権利及び義務」の法の下にあると同時に、この基本条例に則り、熊本市・21世紀の新しいまちづくり等に積極的に参画する権利・知る権利を有する。また、青少年も市民である誇りと義務の認識をもち、その行動に責任を持って行動に努める。 市民は、市政の中で地方自治法での市民への諸権利である選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、市議会議員及び市長等の解雇請求権、等を有するほか、住民投票を請求する権利を有する。</p> <p>(思い) 大切にされると余裕を持てる。健康だと冷静に判断できると思う。 国籍・民族に関わらず、日本に合法的に居住する外国人の市民の権利を尊重する（住民票記載の差別をなくす）。 社会福祉発祥の都市にふさわしい、21世紀の福祉スタイルを創設・発展させる権利が必要 男女の平等な権利を推進するため、女性の母性の保護策が必要（産院への財政援助、保育施設の充実、生涯教育の実践）</p>
E班	<p>主権が熊本市民にあることを明確になるような表現で！ 「有することとします」「有する」 「参画をすること。」「まちづくりを行うこと。」 削除 「その他、自治の～つくりあげていくこと」「その他、自治の主体として市政に参画し、市と協働し、これからの熊本市をつくりあげていくこと。」に修正 「行政の責務」「議会の責務」「コミュニティ」 わかりやすいようにそれぞれを鍵カッコ「」で囲む 順番を入れ替える 自治の主体として市政に参画し、市と協働し、熊本市をつくりあげていくこと。 「行政の責務」を果たすよう行政に求めること。 「議会の責務」を果たすよう議会に求めること。 「コミュニティ」に主体的に関わること。</p>
F班	<p>「コミュニティに主体的に関わること。」「まちづくりを行うこと。」は、まとめて書く。地域のまちづくりが市全体へのまちづくりかの違いをはっきり書いた方がいいと思う。 「参画をすること」への目的語が必要 「参画をすること」「その他、……つくりあげていくこと。」は、まとめて書く</p>

市民の義務

市民は、すばらしい熊本市の実現は、すばらしい市民によって支えられること、市民がまちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において、みずからの発言と言動に責任を持たなければなりません。

修正のアイデア	
A班	<p>全文修正案 市民はすばらしい熊本市実現のため町づくりの主体であることを認識し、みずからの発言と言動に責任を持たなければなりません。 「健康増進」を入れる。 モラルや意識向上の意味を追加するために「～まちづくりの活動において、自律的に、みずからの発言～」を追加する。 納税など負担部分について「フリーライダーにはなりません」 「みずからの発言と言動に責任」の「言動」「行動」に修正</p>
C班	<p>(、、に共通)「義務」「責務」に。 「すばらしい熊本市の・・・支えられること」は削除。 全文修正案 市民は、地域社会や市政に関心を持ち、積極的にまちづくりを行おうとする意識と責任を持つように努めます。 市民は、まちづくりの主体であり、自ら責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めます。 「発言と言動」「言動」</p>
D班	<p>3 - 修正案 下線 部分「すばらしい市民」を「すばらしい一人ひとりの市民」に変更 下線 部分の前に「行政と協働して」を加える。 下線 の部分「責任を持たなければなりません」を「責任を持つことを義務とする」に変更 追加文言 「協調すること」「向上心を持つ」という文言をこの文に挿入 追加文案 市民は、市政施行に伴う納税等の公正な負担に対し、監視・文人の義務を果たし、適正な施行が図られているか、常に地域のまちづくり福祉増進に寄与しているか等を審議する責務を負う。 納税、教育、労働の義務を果たせるような環境とチャンスの提供を市民は行政に要求する義務がある。</p>
E班	<p>「すばらしい市民によって支えられること、市民がまちづくりの」 削除 「言動」「行動」に修正 修正文案 市民は、すばらしい熊本市の実現のための主体者であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において、みずからの発言と行動に責任を持つこと。」</p>
F班	<p>「すばらしい熊本市……支えられること」 削除 「すばらしい熊本市」「秩序ある熊本市」(抽象的すぎる。具体化した方がよい。) 「すばらしい市民」「成熟した市民」(抽象的すぎる。具体化した方がよい。) 「支えられること」「築かれること」 「まちづくりの活動」「古里づくりの活動」(「まちづくり」が2回出てくるので、言葉を変えた方がよい。) 「まちづくりの活動において」「まちづくりの活動において、積極的に参加し、」 「みずから……責任を持たなければなりません。」「みずからまちの秩序を維持し、善良な風俗の模範となる努力をしなければなりません。」(強すぎるので、和らげた方がよい。) 「持たなければなりません。」「持たなければなりません。また、成人市民は有権者として自治体選挙に参加する義務がある。」(投票率が低すぎる。海外では罰則規定がある国もある。)</p>

事業者の権利・義務

事業者は、公的利益に貢献する活動を、市民とともに積極的に展開することができます。
事業者は、事業の利益追求だけでなく、社会奉仕に目を向け、市民に愛されるよう、市と協働して市の発展に寄与することに努めるものとします。

修正のアイデア	
A班	事業者の権利について、3 市民の権利に規定する権利を同様に有することを追加する。事業者も市民の一人。少し市民と比べて文言が弱い。「～できます」ではなく「である」「しなければならない」と権利義務を明確に入れた方がよい。 「展開」「推進」に修正
B班	公的利益を「市民の利益」あるいは「公共の利益」に。 「事業の利益追求だけでなく」は省く(なるべく簡潔に)。 「市の発展に役立つよう努める」といった表現にする。
C班	(、 、 に共通)「義務」「責務」に。 「社会奉仕」「社会的利益」 「市民に愛されるよう」は削除。
D班	3 - 修正案 下線部分の後に「社会的責任を果たし」を加える。 追加文案 周辺の状況に異常を感じたら、迅速に市に通報する。 事業者は、それに属する構成員が市民としての権利を行使し、市民の義務が果たせるような労働又は活動の環境整備に努めるものとする。 事業者は市政の中で地方自治法での市民の諸権利、常にまちづくり福祉増進に寄与し、地域社会との整合性を図る義務を負う。 事業者は、「日本国憲法第3条 国民の権利及び義務」の法の下にあると同時に、この基本条例に則り、熊本市・21世紀の新しいまちづくり等に積極的に参画する権利・知る権利を有する。 労働法に反する事業者を監督指導する義務を有する。
E班	「公的利益」 この言葉を含め、わかりにくい表現はわかりやすい言葉に改める。市民誰もがわかるような文章に!
F班	全文修正案 事業者の権利 事業者は、健全な事業運営と発展的環境整備のため、行政に対し、要望、提言(案)を行い、参加し、検討する権利を有します。 事業者は、市の事業、調達品に対し、市が定める基準の範囲内に於て、等しく、入札、納入に参加する権利を有します。 事業者の義務 事業者は、自己(社)の利益追求の余り環境破壊、市民の安全を損う等公益に反する事業活動を行わない責務を負わなければなりません。 事業者は自らと社員(従業員)に対し、社会奉仕の精神を啓発し、積極的に参加できる環境づくりに努めなければなりません。」(事業者も市民とみなすのであれば事業者の権利を保障し、権利と義務は別に規定した方がよい。) 「愛される」「信頼される」(具体化した方がよい。) 入札者は?(入札については、NPO法人等も対象とすることが求められている。一部の業者に限るのではなく、各種団体、事業者が広く参加できる制度づくりが必要である。)

青少年や子どもの権利・義務

熊本市の青少年・子どもは、人として個人として尊重され、その年齢に応じたまちづくりに参加することができます。

青少年は、市民である認識を持ち、その行動に責任を持たなければなりません。

修正のアイデア	
A班	「青少年・子どもは、 <u>「子どもの権利条約」に則り、</u> 」 青少年と子どもの年齢はいくつか。
B班	それぞれ冒頭に「子どもの権利条約に則り」を挿入。 「児童虐待防止法」の理念も取り入れた条例にしたい。 子どもの権利条約、障害者差別禁止法や児童虐待禁止法の考え方や仕組みが必要 共通認識としての約束事が必要ではないか 国や県で決めているあたり前のことをうたう必要があるのか。それより、熊本市の特色を出した方がよいのではないか 「その年齢に応じたまちづくり」という表現は曖昧でわかりにくい。 市民全体で子ども（教育）をみている環境づくり。 子どもたちに最高水準の教育を受ける権利を与えることを目指す。 親だけではなく、市民全体で育てられ、見守られていることが分かるように、他の条にあるが、ここにも入れておきたい 子ども達が最高水準の教育を受ける権利があり、行政もそれを目指す姿勢は必要
C班	(、 、 に共通)「義務」「責務」に。
D班	3 - 追加文案 子供の人権は、親権者に対しても保護・育成は客観的介入によって行政が保護できる。
E班	「青少年・子ども」 定義していないので対象が誰なのかわからない。 「人として」「市民として」 「その年齢に応じたまちづくり」「熊本市の市政」 2つを3つに分ける 熊本市の青少年・子どもは、市民として個人として尊重されます。 熊本市の青少年・子どもは、熊本市の市政に参加（又は参画）することができます。 熊本市の青少年・子どもは、市民である認識を持ち、その行動に責任を持たなければなりません。
F班	「青少年や子ども」 青少年と子どもの違いは？分けるとすれば定義がいるのでは？ 「熊本市の青少年・子どもは、人として個人として尊重され」「熊本市の子どもは、「子ども（児童）の権利条約」に基づき人として個人として尊重され」（日本は「子ども（児童）の権利条約」が機能していないので、当該条約に基づいた政策を行う必要がある。） 「熊本市の青少年・子どもは、.....参加することができます。」 青少年のまちづくり参加が可能と提起するだけでなく、青少年が参加する場を周りが提供する義務（？）というのを書いた方がいいと思う。 「青少年は、市民である認識を持ち、」「青少年は、未成年であれども自治体の一員である認識を持ち、」

条項の追加

B班	障害者差別の禁止（障害者の権利等） 「障害者差別禁止条項」を設ける。
----	---

4 行政

市長の責務

市長は、この理念を実現するため、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政の執行にあたることとします。

修正のアイデア	
A班	「公正かつ誠実に円滑な」に変更 議会との円滑な運営を図る。
B班	「この理念」とは何の理念か、わかりにくい。 「この理念を実現するため」は、トル。 「信託」を「信頼」にする。 「市長は」のあとに「市の将来を考えて」を入れる。 「公正かつ…」の箇所は、「公正・平等・速やかに市政に携わる」とする。 市長の責務に「エンパワーメントの向上」を入れる。 「市長はこの条例を尊重し、擁護する義務を負う」という条文を入れる。 市民や事業者には権利を定めてあるが、市長の権利や職員の権利は定めなくてよいのか。
C班	「この理念」 具体的に記入？ 追加文案 市長は、基本条例を積極的に実行して、それを守る義務がある。 市長は、市民に直接説明をする責任がある。 市長は、税の執行にあたり、市民に代わって事業者の監督をする必要がある。 市長は、市民の信託に応えるため、この条例の趣旨に基づき、まちづくりにおける市民参加の機会の充実及び市民に対する行政情報の積極的な提供と説明に努め、公正かつ誠実に、市政の執行にあたらなければなりません 「あたることとします」 「あたらなければならない」 追加文案 市長の説明責任に関しては、別途条例で定める
D班	4 - 修正案 下線部分を「この条例の基本理念」へ変更 追加文案 市長は、市民と都市の発展・利益のためには、市議会の決定を超える財政上の権利を有する。 市長は、自治基本条例の理念を市政まちづくり施行の基本理念とし、市民の福祉増進、真の市民の幸せを求め、市民の声を真摯に受け止め、少数意見であっても市政に将来の大計に寄与する声であれば積極的に・大胆に活用を図り、真の市民福祉向上に常に努めなければならない。 市長は、地方自治法を遵守するとともに、市民主権在民の市政を貫き、市民ニーズの対応に最大限の努力を尽くすものとする。 市長は、重大な市政施行に際しては、速やかに公的公報紙、民間情報機能等を活用し、公正な説明責任を果たし、市民に徹底した情報公開を実施する。必要な場合は、住民投票を求め、市民の意思を明確に把握して市政の運営にあたるものとする。 市長は、公共事業施行に際しては、市民の生活環境、地域の景観、風致地区規制法、等に最大の配慮を行うものとする。 2) 環境においては、国の環境影響評価実施要綱の遵守とともに、小規模公共工事であってもすべての工事を「熊本市・公共工事に対する環境配慮システム要綱と技術指針」に則り、環境影響調査説明責任を果たすものとする。 3) この環境影響調書を基に、環境影響審査会に諮問し、その審議会を開催するものとする。その審査会委員構成は、関係地域市民公募による半数を委員とする。 4) 景観においては、「熊本市・公共事業等景観形成指針配慮事項要領」により、広く市民に説明責任を果たすものとする。
E班	「この理念を実現するため」 削除 「信託」 市民にとって親しみやすい言葉に変更してほしい

情報共有・個人情報保護

人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを考え、市民の参画の前提として、知る権利が保障され、実現されるよう、行政は市政に関する情報を積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとします。

情報は、常に新しいものが、正しく管理され、市民の必要とするものは、適時適切に共有できるよう努めます。

行政は、積極的に市政の内容について広報活動を行うものとします。

行政は、市民の個人情報の保護に努めなければなりません。

修正のアイデア

修正のアイデア	
A班	<p>「人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを考え、市民の参画の前提として、」削除</p> <p>「行政は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を迅速かつ積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとします。」</p>
B班	<p>情報共有と併せ「情報公開」を入れる。</p> <p>「情報は、市民のものである」ことを謳う。</p>
C班	<p>「人間は、真実・・・を考え、」は削除。</p> <p>「市民の参画の前提」の前に、「情報は市民のものである」を加える。</p> <p>「公開提供し、」「公開提供しなければならない。」</p> <p>「情報は」の前に、「行政は」を加える。</p> <p>「市政の内容について」の後に、「分かりやすく、頻繁に」を加える。</p> <p>「行うものとします」「しなければならない」</p>
E班	<p>「努める」「図る」行政側の言い回しであり、もっとストレートに「します」という表現で！（全体を通して）</p> <p>1つ目を2つに分ける</p> <p>人間は、真実を知らなければ、考えることも、話し合うこともできないことを踏まえ、行政は、市民の参画の前提として、知る権利を保障しなければならない。</p> <p>行政は、市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開提供し、情報を共有します</p> <p>「行政は、市政の内容について、積極的に広報活動を行うものとします。」に変更する。</p>
F班	<p>「人間は、.....話し合うこともできないことを考え、」削除</p> <p>「人間は、真実を.....図るものとします。」「情報は、常に.....できるよう努めます。」をまとめる。</p> <p>「行政は、積極的に.....行うものとします。」 「市民の参画の前提として、知る権利が保障され、実現されるよう、行政は市政に関する常に新しく、正しく管理された情報を積極的に市民に公開提供し、情報の共有を図るものとします。」</p> <p>「努めなければなりません。」 「努めなければなりません。ただし、民生、自治に必要な場合に限り、関係者に守秘義務を過し、提供することができます。」（個人情報を知らなければ地域活動ができない場合もある。最低限の情報共有は必要である。）</p>

行政手続

市は、申請に対して決定などをするにあたって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、行政の手続に関して共通する事項を定めることとします。

市は、意見等の提出者に対し、回答、処理の予定等を知らせることとします。

修正のアイデア

	修正のアイデア
B班	「申請に対して決定などをするにあたって」は、トル。 「…迅速かつ公正」といった表現にする。 「申請等に対する行政手続きに関して」とする。 「回答、処理の予定・・・」の前に「速やかに」を入れる。 「行政手続き条例」について詰めていく必要がある。
C班	7章の参画及び協働の「行政計画課程等への参加」の内容を加えてもよいのではないか。 ダブる部分については、後の方を削除すればいいのではないか。 「市は、申請に対して決定などをするにあたって、」を削除。 「市は」「行政は」に。 「共通する事項を定めることとします」「市民の参画と情報の積極的公開を行うこととします。」 (別案2)「共通する事項を定めることとします」「を定める」 「知らせる」の後に、「ように努める」を加える。 追加文案 「市は、市民が直接請求権を行使しようとするときは、制度の仕組み、手続き等について十分な説明をし、市民に協力しなければなりません。 市は施策の決定をするにあたっては、市民参画の推進を図り、情報を十分に公開して決定しなければなりません。」

説明責任

市民と市との間に対等で強い信頼関係を結ぶには、市の徹底した説明責任の遂行と透明性の確保が必要です。行政は、市政運営や政策決定にあたって政策判断の理由と根拠を市民にわかりやすく、また十分に説明しなければなりません。

行政は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠意をもって対応し、説明しなければなりません。

修正のアイデア

	修正のアイデア
A班	「市民に事前に十分な猶予を以って、わかりやすく、また十分に説明」
B班	「徹底した」を「丁寧な」とする。 文章が長すぎ。「…が必要です。そのために行政は、…」と分ける。
C班	「市民と市との間に・・・確保が必要ですから、」 削除。 「ですから、」「です。したがって、」

財 務

行政は、行政運営するにあたっては、市民等の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう、市長を始めとし、職員全員がコスト意識を向上し、市政の運営に当たるよう努めるものとします。

予算の編成と調整にあたっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、内容が具体的に把握できるような十分な情報を市民に提供しなければなりません。

予算の構築にあたっては、費用と効果の対比ができるようにしなければなりません。

行政は、多額の費用がかかる事業については、社会経済情勢の変化に応じて見直しを図り、適切な費用で実現するようにすることができるとします。

行政は、市の資産の保有状況とその履歴を明らかにし、これを公表することとします。

修 正 の ア イ デ ア	
A班	「市民等の福祉の増進を図るとともに、」を削除
B班	<p>財務だけやたら項目が多い。全体的にバランスを考え整理する必要がある。</p> <p>財務だけ5項目もあり、文も長いので、簡潔にしてほしい</p> <p>「行政は、行政運営するにあたっては、」に続き「市民等の生活の向上と福祉の増進を図る」とする。</p> <p>「市民等の福祉の増進を図るとともに」は、トル。</p> <p>福祉だけではなく、教育・投資なども必要なので、削除</p> <p>「予算の編成と調整」は「予算の編成と調整及び執行」とする。</p> <p>「予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、内容が・・・」は、簡潔に「予算の内容が・・・」とする。</p> <p>「把握できるような十分な」の「ような」は、トル。</p> <p>「多額の費用がかかる事業」は「長期に及ぶ事業」あるいは「中長期的な事業」とする。</p> <p>「社会経済情勢の変化に応じて見直しを図り」は「・・・の変化に応じて、市民の意見をふまえた見直しを図り」とする。</p> <p>見直しをするときは市民の意見も聞く必要がある</p>
C班	<p>「行政は、・・・」以下文章全部削除。</p> <p>「向上し」「もち」</p> <p>「行政は、多額の費用がかかる・・・」以下文章全部削除。</p> <p>追加文案</p> <p>市長は、財政全体の収支バランスを考慮し、市の財産を適切に管理していかなければなりません。</p> <p>市は市民に分かりやすく財務状況を説明するため、貸借対照表、行政コスト計算書等を作成し、公表しなければなりません。</p> <p>市は、予算が決定したら、予算の詳細を発表して、個別事業を明らかにする説明責任を市民に対して負う。</p> <p>予算計画の段階で、市民と協働して編成し、検討を行う。</p>

行政評価

行政は、成果目標を明示して事業を行い、その結果を評価するものとします。
事業評価の成果は市民に公開し、次年度以後の施策や予算に反映できるようにしなければなりません。

修正のアイデア	
A班	「公募した委員による委員会による事業の評価を行うこと。」を追加 条例文素案たたき台38ページ1班の条例文案「中立的な機関を設置して客観的な外部評価を受けなければならない。」など 「次年度以後」「次年度以降」に修正
B班	「市民にとって有益な行政評価を…」といった表現を入れる。 「その結果を評価するものとします。」を「その評価結果を公表します」とする。 「事業評価の成果は市民に公開し、」の項目は削除する 成果目標は市民のか、行政のか？市民にとって有益な行政評価であるべき 評価委員も公募委員や選挙、行政OBなどで構成する
C班	追加文案 市民が参加した行政評価委員会を作り、評価を行う。 行政評価については、これを別途条例で定める。 「できるように」 削除
F班	「その結果を評価するものとします。」 「中立的な外部機関の評価を受けるものとする。」

公正の確保

行政サービスは、全般にわたり公平・公正でなければならず、不公正であったり不透明であったりして、市民の信頼を損ね、反発を買い、非協力のムードを生んではいけません。

修正のアイデア	
A班	「公平・公正でなければならない。」とし、「不公正であったり不透明であったりして、市民の信頼を損ね、反発を買い、非協力のムードを生んではいけません。」を削除
B班	「全般にわたり公平・公正でなければならず、…」は「…、市民の信頼を損ねないように、全般にわたり公平・公正でなければなりません。」と簡潔な表現にする。
C班	「ならず、」「ならない。」、「不公正」以下は削除。 全文修正案 行政サービスは、全般にわたり公平・公正でなければならず、国籍や年齢、職業などあらゆることを理由として、差別があってはなりません。

職員

行政は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければなりません。

職員は、公務を民主的かつ能率的に運営していくことを深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く肝に命じて市政運営にあたらなければなりません。

修正のアイデア	
A班	「行政は、 <u>市民自治の精神に則り、市政の課題に</u> 」
B班	この2項について あたり前のことから不要 あたり前のことがあたり前でない社会情勢だから必要 「職員は、この条例を尊重し、擁護する義務を負う」という条文を入れる。（「市長の責務」に同じ） 「誠実かつ公正、迅速に（あるいは期日を決めて）」とする。 「職員は、市民の模範となるよう・・・」といった表現は入れるべきか。 コミュニティ活動には職員はあまり参加していないため、市民の模範となしてほしい 大人が模範となるべきなので、不要
C班	追加文案 職員は、この条例を守り、積極的に実行するとともに、市民の意見・要望を聞かなければならない。 職員は、日常業務の段階から協働を意識し、市民参加、協働の視点を取り入れて、業務の執行を行わなければなりません。
F班	「効率的な組織運営」 「効率的な組織運営と公平な人事」

5 議会

市議会の基本事項

市議会は、市民の多層な意見を集約し、市民の願いに沿った市政を実現していくことを基本とし、意思決定機関として、またチェック機関としての役割を十分果たしていくことに努めます。

修正のアイデア	
B班	この市民会議にも各班に一人ずつでも市議会議員が参加してもらい、平場で話してもらいたい 規制緩和、政策立案能力の向上を謳ってほしい（以前出した思いが伝わるように表現してほしい） 「多層な」は「多様な」あるいは「幅広い」とする。
C班	「願い」 「要望」

市議会議員の責務

市議会議員は、市民の信託に応え、誠実に職務を遂行していくこととします。

修正のアイデア	
B班	<p>「…は、この条例を尊重し、擁護する義務を負う」という条文を入れる。（「市長の責務」及び「職員の責務」に同じ）</p> <p>「…に応え、市民全体の利益のために誠実に職務を…」とする。</p> <p>市長や職員の責務と同様、「…遂行に努めなければなりません」といった表現に統一する。</p> <p>全文修正案</p> <p>市議会議員は、市民の代表として、市民との交流を積極的に行い、市民の意見を公平に聴くことに努める。</p>
F班	<p>「市民の信託に応え、誠実に職務を遂行していくこととします。」 「その議会及び政治活動の状況を公開し、市民等の評価を受ける。」（具体的な明示が必要）</p> <p>全文修正案（もう少し具体的に）</p> <p>市民の選良たる議員は、広範な知識の習得と市民の模範となるよう研鑽に努め、真に市民の代表たる人格形成を目指さなければなりません。</p> <p>議員は、特定の個人、事業者、団体の要請にへだたることなく、清潔にして公正な活動を行い、市民の信託に答える責務を負います。</p>

市議会の情報公開及び提供

市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めることとします。

市議会は、政策及びその決定プロセスを積極的に、より広く、より迅速に、合理的手段で公開することとします。

議会の審議状況等をわかりやすい形で市民に提供するよう努めます。

修正のアイデア	
F班	<p>「公開する」 「公開し、説明責任を有する」（否決・可決の理由をわかりやすく公表すべき）</p>

6 コミュニティ（地域）

やさしさ・おもいやりのあるコミュニティの創造

市民は、自らやさしさ・思いやりあふれる地域、コミュニティを創るため、市民として互いに尊重するよう努め、熊本市は全市をあげて、やさしさや思いやりのあるコミュニティの創造に努めることとします。

コミュニティにおいては、お互いの個性を尊重することを原則とし、過干渉になり過ぎないようにお互い配慮することとします。

修正のアイデア	
B班	<p>前段のワークショップで繰り返し話し合われた「自治会」と「コミュニティ」の位置付けが不明瞭なまま。</p> <p>自治会のあり方やコミュニティと市の関係について議論が足りなかった。今後の自治会やコミュニティセンターの位置付けについて、市の考え方を知りたい</p> <p>「お互いの個性を」を「…お互いの個性やプライバシーを…」とする。</p> <p>「過干渉になり過ぎないようにお互い配慮することとします。」を「…十分なコミュニケーションを図ります」とする。</p>
C班	<p>「コミュニティを、地域に限定するのはよくない。」</p> <p>「全市をあげて」は削除。</p> <p>「お互い配慮」 「お互いが配慮」</p>

F班	<p>「やさしさ・おもいやり」「“ふれあい”と“やさしさ”」（やさしさとおもいやりは同義語）</p> <p>全文修正案</p> <p>市民は、“ふれあい（愛）”“思いやり”“ささえ（愛）”を大切に、幸せを実感できる地域づくりを目指し、行政は可能な限り、サポートし、すばらしいコミュニティの創造に協働して取組みます。</p> <p>「配慮する」「配慮するとともに参加しやすい場の提供を作る」</p> <p>全文修正案</p> <p>個々の事情、個性を尊重し、過干渉とプライバシーの侵害にならないことが前提であり、お互いに配慮しあうことが必要です。</p>
----	--

コミュニティにおける市民の役割

市民は、できるかぎり、地域社会へ自ら協力し、お互い住みよい地域になるよう努力することとします。

修正のアイデア	
C班	「地域社会へ」を削除、「地域」「空間」に
F班	<p>「市民の」「市民および事業者（所）の」</p> <p>「市民は」「市民および事業者は」</p> <p>「できるかぎり、」 削除</p> <p>「地域社会へ自ら協力し」「地域社会の自治活動に参画し」（協力では弱い）</p> <p>「地域社会へ」「地域社会において」</p>

地域への分権

民主主義の基本である人々の集合（集団）から、まちや市が生まれていることに帰結して、小さな意見を持った集まり等も尊重すべきですから、市民一人ひとりの多様なつながりであるコミュニティが、各場面で中心となるよう連携します。

行政担当者と市民が地域の問題を議論し、解決し、実行していくことが必要であるため、行政は、人員と予算を地域につけるよう努めます。

修正のアイデア	
B班	<p>文章が長すぎ。「…尊重すべきです。そのために、市民…」と分ける。</p> <p>「担当者」は、トル。</p> <p>「実行していくことが必要で…」は「実行していくように、行政は地域に生かすように努めます」あるいは「…地域への支援を十分に配慮します」といった表現にする。</p>
C班	「行政担当者と市民が…」以降、削除。
F班	<p>「民主主義の基本である……尊重すべきですから、」 削除</p> <p>「各場面で」 削除</p> <p>「各場面で」「市民自治の」</p> <p>全文修正案（“つける”と云う用語は市民感情に反する。）</p> <p>行政と市民は地域の問題を話し合い、解決、実行していくことが涵養であり、当該地域への人員の配置、必要な費用の予算化に努めます。</p>

コミュニティへの市の支援

熊本市は、地域におけるコミュニティ、市民のコミュニティを育て活性化する機会を設けるよう努めます。

市は、コミュニティに関する情報を取得し、及び提供することとします。

修正のアイデア

B班	「活性化する機会を設けるよう努めます。」を「…を育て、かつ活性化に努めます」とする。 追加文案 行政は、よりよいコミュニティをめざすためのリーダー育成を支援し、地域はその人材の発掘に努める」といった表現を入れる。 「情報を取得し、及び提供する」の「及び」は「また」に修正。
C班	「地域における」、「市民の」ともに削除。
F班	「、市民のコミュニティを育て活性化する機会を設けるよう努めます。」 「を援護し、活性化するための機会を設けます。」 「情報を取得し、及び提供することとします。」 「多くの情報を収集すると共に他地域への参考となるよう提供します。」

7 参画及び協働

参画及び協働の原則

市民は、住民自治の実現を図るため、協働の精神を基本とし、市政に参画する権利を有し、市は、その環境づくりに配慮しなければなりません。

修正のアイデア

C班	案「参画及び協働で別途詳しい条例を定めてみては」
----	--------------------------

男女共同参画社会

市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同して参画することを原則とします。

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な措置をとるよう努めるものとします。

修正のアイデア

行政計画過程等への参加

市民は、事業の企画立案・内容決定・実施・評価及び監査の全過程を通して積極的な参画ができることとします。

行政は、計画策定の始めの過程から、内容を公開し、意見を求め、市民の参画をうながすよう努めることとします。

行政が具体的な計画を策定するにあたっては、広く市民の意見を聞くパブリックコメントを実施することとします。

修正のアイデア

C班	「全過程を通して」の後、「その段階毎において」を加える。
----	------------------------------

市議会への参加

市民は、市議会へ意見を述べ、提案するなどの積極的な参加をすることができます。

修正のアイデア

F班	「できます。」 「できます。また、市議会は、市民からの意見及び提案に対し、文書で回答します。」
----	---

意見提出手続

市は、市民の市政に関する意見や要望などを迅速かつ誠実に処理し、市民が市政に積極的に参画できるよう努めなければなりません。

市民からの意見や要望などは、できる限りその取り扱いが明確にされなければなりません。

修正のアイデア

F班	全文修正案 市民や自治団体および各種団体は市政に関する意見、要望、陳情を行う場合、原則として文書（電子メールを含む）を提出することとし、市は迅速かつ誠実に対応しなければなりません。
----	---

審議会委員の公募

広範な意見を取り入れ、市政の発展、充実、信頼を確かなものにするためには、多種多様な職歴経験者や主婦なども参加したほうが望ましいと思われるので、市は、審議会委員の公募採用に努めるものとします。

修正のアイデア

F班	「審議会委員の公募採用に努めるものとします。」 「原則として審議会委員の全て又は一部を公募するものとする。」（努力規定ではなく、公募採用を原則とすることを明確に規定すべき）
----	--

市民活動団体との連携・協働

市は、公的利益や社会貢献につながるような市民活動や市民団体に対し、必要な支援策を講じることとします。

修正のアイデア

住民投票

市は、熊本市に関わる重要事項について、直接、住民の意思を尊重するために住民投票を行うことができます。

修正のアイデア

F班	「市は」 「市、市議会および市民は」（いろんな立場から住民投票の請求ができるようにすべき） 「住民投票行う」 「住民投票や住民アンケートを請求する」
----	---

8 まちづくり

まちづくりの原則

市民一人ひとりが自らの幸せを実現し、また同時に他の市民の幸せの実現をも尊重していくことを基本とし、誰もが健康で文化的な生活をおくることができるよう市と市民が協働しながら、この章に定めることをはじめ、市民の福祉の向上を図るためのまちづくりを目指します。
市の職員は、自らも市民の一員であるということを自覚し、まちづくりに参加することに努めます。

修正のアイデア

F班	「基本とし」 「基本とし、モラルやマナーを尊び、」（政治や行政、実業界、社会の現場で一番問題とされているのがモラルやマナーの欠除です。“まちづくり”においても、絶対的条件と云えます。ワークショップでも多数の意見があります。是非文言に入れて欲しい！） 「健康で」 「心身ともに健康で」
----	--

教育

子どもを取り囲む環境の整備は、未来への投資として最優先されるべきであるので、熊本市の子どもが最良の社会環境・教育環境の中で育まれるようなまちづくりを、保護者、学校、地域、市民、市が一体となって、みんなの手で進めていきます。

修正のアイデア

F班	全部修正案 子ども達の健全な成長は、未来への投資であり、最良の社会環境、教育環境づくりを目指すことは、大人達の責務であります。大人達は、自らを子ども達の手本となるように自覚し、保護者、学校、地域、市民と行政が一体となって、取組まなければならない課題であります。 「保護者、学校、地域、市民、市が」 「保護者、学校、地域、企業、市民、市が」 「保護者、学校、地域、市民、市が」 「保護者、学校、市民、市、事業者が」
----	---

環境の保全

美しい地下水や緑などの豊かな自然、また熊本城をはじめとする歴史的な財産などを次世代に残るようなまちづくりを、市民と市が協働して行い、開発等が行われる際には、そういった環境がこわされないよう周辺に配慮した計画、実施が行われるよう努めることとします。

修正のアイデア

条項の追加

F班	観光への取組み 熊本市は「観光立市宣言」をした街です。市民に親しまれ、観光客にとって魅力ある都市づくりをするためには、施設の整備と郷土の文化、伝統芸能を継承し、提供すること、また何より大切なことは熊本を訪れるお客様を温かく迎える等ソフト面の向上に取組まなければなりません。」 「文化芸術の振興」についての規定を盛り込みたい。
----	---

都市の整備

ライフラインの整備が整うなどした災害に強い都市、犯罪が少なく治安の良い都市、そういった安全で安心して暮らせる都市を目指し、市、事業者、PTA、各家庭、市民が一体となり、取り組んでいきます。

市は、歩行者や自転車に乗る人が安全に通行できるような道路整備や公共交通網の充実を図るなど、交通に関しての都市の整備を図るよう努めるものとし、市民は、道路は自分一人のものではないことを自覚し、他の人に迷惑をかけないように努めることとします。

修正のアイデア

F班

「都市、そういった」 削除
「市、事業者、PTA、各家庭、市民が」 「市、事業者、PTA、大学を含む教育機関、各家庭、市民が」
「PTA」 「各種団体」

9 国及び他の地方公共団体との協力

国及び他の地方公共団体との協力

市は、共通の課題を解決するため、国、県その他の自治体や外国の自治体と相互に連携を図るものとし、

修正のアイデア

近隣自治体との連携

市は、近隣自治体と連携を図り各分野で近隣の自治体の住民が安心して快適な生活環境を営むことができるよう努めることとします。

修正のアイデア

10 条例の位置付け

条例の位置付け

この条例は、市民が参画した市民会議の皆でつくったものなので、市が定める最高かつ基本となる規範とし、他の条例、規則、要綱等の制定改廃に際しては、この条例の理念を遵守するものとし、

修正のアイデア